

平成 19 年度

安全保障輸出管理調査報告書

貨物・技術編

平成 20 年 3 月

財団法人 安全保障貿易情報センター

CISTEC



この事業は、競輪の補助金を受けて実施したものです。
<http://ringring-keirin.jp/>



はじめに

冷戦後の世界におけるグローバリゼーションのうねりは、世界各地で固有の価値観を希求する原理主義運動と鋭い対立を生み出し、国家、民族、宗教、個人等のあらゆるレベルで対立と衝突を繰り返し、その暴力的手段であるテロの多発を招いています。国家テロの脅威と並び、パキスタンで見られるように、多くの世界的なテロ組織が中東、中央アジア、アフリカ等々で依然として活発な活動を繰り広げ、世界の安全保障に脅威を与えています。

一方国内に目を転ずれば、今年度は複数の外為法違反事案に対し裁判所の判決が確定し、これに伴い経済産業省による行政制裁が発動されています。また、産業構造審議会の制度改正ワーキンググループでは、国連安全保障理事会決議等に対応し、紛争・テロの抑制手段の一つとして、通常兵器関連のデュアルユース貨物・技術の非リスト規制の導入や、機微技術の移転管理等の問題について審議されました。審議の内容は最終取りまとめ案としてパブリックコメントに付され、我が国の安全保障輸出管理が新たな一頁を踏み出す変化の予兆が見られた年でありました。

これらは、今後具体的な制度設計の段階に進むものと思われませんが、我が国安全保障の一翼を担う産業界としても、こうした動向を見据え、かつ国際的な平和及び安全の維持のための安全保障輸出管理を遂行する責任を再認識しつつ、日々の確に業務を遂行していかなければならないと考えているところです。

このような観点から、当貨物部会では、6つの専門委員会18の分科会において、今年度もデュアルユースの貨物・技術の規制の合理化・適正化、法令解釈の明確化等の調査・提言を積極的に行ってまいりました。それらの成果は法令改正や国際レジームへの我が国からの提案といった形で実現をみたものも多々あり大きな成果を上げたと考えています。本報告書は、今年度の活動成果をまとめたものであり、今後の我が国の安全保障輸出管理への大きな貢献となることを信じています。

今後とも安全保障輸出管理を取り巻く内外の環境の変化を踏まえた活動を積極的に推進していく考えであります。

最後に、本報告書取りまとめにご尽力いただいた貨物部会、専門委員会、分科会の委員の皆さまに心からお礼申し上げます。また、日頃から委員会活動にいろいろ対応していただきました経済産業省に対して感謝申し上げます。

平成20年3月12日
安全保障輸出管理委員会
貨物部会 部会長
松崎 昭

目 次

1. 活動方針と主要課題	4
1.1 活動方針	4
1.2 主要課題	4
2. 活動成果	6
2.1 我が国の制度・手続の調査、検討及び提言	6
2.2 企業の輸出管理の適正化・効率化、問題の調査、 検討並びに支援	12
2.3 国際レジームの貨物・技術の規制に関する調査、 検討、提言	13
2.4 技術動向の調査、分析、国際交流の推進	17
3. 今後の課題	19

1. 活動方針と主要課題

平成19年6月12日の第1回貨物部会において、下記の活動方針と主要課題を決定し、活動を推進した。

1. 活動方針

緊迫したイランの核問題の継続、北朝鮮の核をめぐるさまざまな動き、世界各地でのテロリズムの不安等安全保障をめぐる問題は、今年度に入っても流動化、不安定化している。

国内に眼を転ずれば、今年に入りイラン制裁、北朝鮮制裁の追加や継続、昨年に発覚した外為法違反に対する行政制裁発動、平成19年3月には同じく前年の経済産業大臣の通達をふまえて「厳正な輸出管理の実施について」が経済産業省よりだされ、あらためて5項目の具体的な「厳正な輸出管理」が要請されている。また経済産業大臣の諮問機関である産業構造審議会安全保障貿易小委員会の制度改正WGでは、一部はすでに法制化され、施行されているが、引き続き数項目の制度改正の検討が進められている。

このような状況下で安全保障輸出管理の重要性は依然として高いものがあり、企業としては経済活動との適切な両立の解を持続的に模索していかなければならない。

貨物部会としては我が国安全保障の一翼を担うという認識のもとに、企業の視点から、つねに適切で合理的な規制を求め続けるという姿勢を保持し、安全保障輸出管理のために貢献していくことが、活動方針である。

具体的には、諸外国との比較や技術の進歩に対応した貨物・技術の規制のあり方、法令解釈の明確化等の政府への提言であり、また法令遵守を図るためのツールとしてパラメータシート、輸出管理品目ガイダンス等をタイムリーに提供することであり、今年度も引き続き、きめ細かな活動を推進していく所存である。

2. 主要課題

(1) 我が国の輸出管理制度・手続の適正化、合理化のための調査、検討及び提言

- ・我が国と欧米諸国における貨物・技術規制の法制度及びその運用・解釈等の差異から生じる具体的問題の把握と改善策の提言
- ・我が国省令と国際レジーム規制リスト、欧米規制リストとの対比とその問題点の検討

(2) 企業の輸出管理の適正化・効率化又は問題の調査、検討並びに支援

- ・各種輸出管理品目ガイダンス、パラメータシート等の整備、充実、タイムリーな発行

(3) 国際レジームにおける貨物・技術の規制内容に関する調査、検討及び提言

- ・ワッセナーアレンジメント（以下WA）等の Dual Use 品目の合理化、適正化提言
- ・解釈の明確化提言
- ・昨年度以前の提言項目のフォローアップ

(4) 大量破壊兵器、通常兵器等関連物資の技術と応用面の調査、分析、海外における技術動向の調査並びに国際交流の推進

- ・米国を中心に軍事上重要な先端技術等とその応用についての資料収集、調査並びに国際交流の推進
- ・欧米、アジア主要国の貨物・技術規制の運用実態の調査等
- ・主要貨物・技術のフォーリンアベイラビリティの調査等



第1回貨物部会（平成19年6月12日）
松崎部会長挨拶



第1回貨物部会（平成19年6月12日）
経済産業省安全保障貿易審査課 佐藤課長挨拶

2. 活動成果

第1回貨物部会で決定された活動方針・主要課題に基づき、各専門委員会及びその分科会にて活動方針、主要課題、活動計画を策定し、本年度の活動を進めてきた。

以下に、ABC兵器・ミサイル関連機器専門委員会、素材専門委員会、材料加工専門委員会、エレクトロニクス専門委員会、情報通信専門委員会、センサー・レーザー・航法専門委員会の活動成果を総括して示す。

2. 1 我が国の制度・手続の調査、検討及び提言

貨物部会の各専門委員会では、分科会及びワーキンググループにおいて、貨物と技術に関する規制内容、解釈等に関して、それぞれの担当分野の立場からわが国と欧米諸国、国際レジーム等との比較において各種の規制緩和・合理化の提言要望を行った。

また、政省令の改正過程で、諸々のコメントを経済産業省に対して行った。こうした提言要望又はコメントの背景には、カテゴリごとの国際レジームと

我が国政省令との地道な、時間をかけた比較の作業—対比表の作成等がその基になっている。

主な活動成果は次のとおりである。

(1) 提言要望のフォロー

①「特別原子力包括許可（仮称）」の新設要望

昨年度今後の世界各国での原子力発電所の建設をにらみ、欧米の原子力発電プラントの実態調査を踏まえて、原子力発電用原子炉関連資機材に関して、「特別原子力包括許可（仮称）」制度の新設、または現行包括許可の適用範囲の拡大を要望した。

本年度は、日本電機工業会から資源エネルギー庁原子力政策課に、昨年提出した要望書「外交手続の簡素化・包括的な運用方法」の具体的内容を確認いただき、その確認結果を経済産業省安全保障貿易管理課・安全保障貿易審査課に報告し、「特別原子力包括許可（仮称）」の新設等を働きかけを行う。

(A B C兵器・ミサイル関連機器専門委員会)

→ 「制度の具体化について検討中である。」(経済産業省) と回答があった。

②原子炉の部分品「ジルコニウム管」の解釈明確化提案

昨年度原子炉の部分品である「ジルコニウム管」の解釈は素材を規定するものでなく、「ジルコニウム被覆管等原子炉で使用する部分品」であることを明確にする提案をした。

(A B C兵器・ミサイル関連機器専門委員会)

→ 「次回の政省令等の改正において、別1の2項解釈として「ジルコニウム被覆管及びその他の原子炉用ジルコニウム管（ハフニウムの重量がジルコニウムの重量の500分の1未満のジルコニウム金属又はその合金製のもの）」と下線部の文言を追加する予定である。」(経済産業省) と回答があった。

なお、本年度の活動として、ジルコニウム素管の扱いについて、米欧の適用規制等の該非判定等に係る運用実態や「ジルコニウム素管及び被覆管のサイズ・許容精度・性能及び製造・加工方法」等について、経済産業省と意見交換を実施したが、結論に至らず、今後、継続協議することとした。

③核・原子力関連資機材に関する要望

(A B C兵器・ミサイル関連機器専門委員会)

1) 輸出令別1の2項(3)

微量の重水素化合物試料の特例新設

→ 「NSGにおいては、少量の場合についての例外規定はないことから、重量の多寡によって懸念の有無を判断することは、国際的に適切でないと考える。」(経済産業省)と回答があった。

2) 輸出令別1の2項(7)

a. NSGリストとの比較で質量分析計のイオン源が政省令では規定されていないため、解釈で含まれる旨明確にし、かつ附属装置の部分品の範囲を明確化する。

b. 「附属装置」の部分品に関してはa.の解釈に規定する。

→ 「現行の表現でも先方の懸念は払拭できると考えられるため、文言の修正は必要ない。」(経済産業省)と回答があった。

3) 輸出令別1の2項(33)

絶対圧力計についてNSGリストとの整合を図ることにより、該非判定の明確化を図る。

→ 「NSGリストの内容が明確になるよう工夫する方向で検討を行う。」(経済産業省)と回答があった。

次回政省令等改正で、貨物等省令第1条第三十八号が改正される予定である。また、別1の2の項解釈に「絶対圧力計であって、次のいずれかに該当するもの」等が新設される予定である。

4) 輸出令別1の2項関係

NSGリストと差異がある政省令、解釈等を改正する。

→ 「資料4は、分科会の活動結果として委員の気づきの点が提出されたものであって、要望事項とは異なるものであると認識しているが、御指摘を踏まえ、誤解を招きかねない部分については記述を工夫する方向で検討を行う。」(経済産業省)と回答があった。

④航空宇宙関連資機材に関する要望

(ABC兵器・ミサイル関連機器専門委員会)

1) 輸出令別1の4の項の政省令と国際レジームのMTCRリストとの整合を図る。

→ 「ロケットの定義については、現在MTCRでカテゴリーIの分類変更が論議されており、その状況を踏まえて判断していくものと考えている。統合された航法システムについては、御要望を踏まえ、解釈通達で定める方向で検討する。」(経済産業省)と回答があった。

次回政省令等改正で、別1の4の項の解釈に「統合された航法システ

ム」が新設される予定である。

2) 輸出令別1の11の項、13の項と国際レジームのWAリストとの整合を図る。

→ 「液体パルスロケットエンジン、角度のランダムウォークに係る部分についての御要望は合理的であり、御指摘を受けて文言を修正する方向で検討する。宇宙開発用の飛しょう体、金属マトリックスについては、現行の記述で特段問題ないと考えられるため、修正の必要はないと考える。」(経済産業省)と回答があった。

次回政省令等改正で、別1の11項の解釈「角度のランダムウォーク」が改正され、13項の解釈「応答時間」が新設される予定である。

⑤化学品の混合物の主要な要素の判断基準の明確化

運用通達の解釈では組み込み品が他の貨物の「主要な要素」となっているか、否かの判断基準が規定されている。ただし、現行規定は装置類等にはふさわしいが、化学品の混合物には違和感があり、経済産業省からも化学品の混合物についてこの規定の適用に対して疑問がだされた。そこで、化学品の混合物に関する規定(重量比と価額比)をあらたに設けることを要望した。

(素材専門委員会)

→ 2007年2月22日に安全保障貿易審査課から運用通達の解釈の(注2)の「10%規定」と「化学品の関係が明確なものとなるよう早急に通達の改正を行う」旨の回答があった。

今年度に入って、2度のパブリックコメントが実施され、平成19年12月25日に(再)改正が公布され、平成20年4月1日施行となった。また、経済産業省「安全保障貿易管理」のHPに、平成20年2月29日付けで「化学品の混合物の解釈(Q&A)」が掲載された。

⑥「使用」の解釈を分野別に明確化する提案

役務通達用語の解釈に「使用とは、操作、据付(現地据付を含む。)、・・・設計、製造以外の段階をいう。」と定義されているが、この定義は装置、機械関係には適合しても、化学品、素材にはなじまない。数年まえに外為令別表3項の解釈に「化学製剤及び化学物質の化学兵器に係る取扱をいう。」が追加されたが、このように分野別に解釈を追加すべきである。具体的には1項、2項、4項、5項、14項にそれぞれにふさわしい定義を追加すべきである旨を提案した。

(素材専門委員会)

→ 「明確化の観点から引き続き検討していく。」(経済産業省)と回答があった。

⑦フィードバック機能を持たないレーザー光測定装置の規制除外提案

NSGの除外規定が貨物等省令に反映されてなく、(米国ではEAR 99扱いとなっている。)貨物等省令改正第1条十七ロ(三)に除外規定を追加することを要望する。(材料加工専門委員会)

→ 「次回政省令等改正で、貨物等省令第1条第十七号ロ(三)を改正する予定である。」(経済産業省)と回答があった。

⑧輪郭制御軸数の解釈の明確化提言

「輪郭制御軸数をすることができる軸数」の解釈を明確な内容に修正し、現在記載されていない役務通達の「解釈」6の項に追加する。(材料加工専門委員会)

→ 「御要望を踏まえ、外為令別表の6の項に解釈を記載する方向で検討する。ただし、解釈自体の変更については、レジームの文言との整合性については、レジームの文言との整合性に注目しつつ、今後検討していく。」(経済産業省)と回答があった。

次回政省令等改正において、令別表の6の項の解釈に「輪郭制御をすることができる軸数」が新設される予定である。

⑨暗号特例告示、貿易外省令暗号プログラム特例を市販、無償提供前でも適用できる改正(再要望)

暗号製品、暗号プログラムについて販売実績(あるいは無償提供実績)があるものに加え「販売の予定が何らかの書面により確認できるもの」に関しては特例を適用できるよう要望した。具体的な担保できる書類についても提案をした。(情報通信専門委員会)

→ 「WAとの整合性に留意しつつ、引き続き検討を行う。」(経済産業省)と回答があった。

⑩暗号プログラム搭載貨物を技術のみで判定することの要望(再要望)

WAの規定と整合していないとして不採用になったものの、そもそも、我が国は輸出令、外為令の2本立ての規制になっており、WAの規制リストを我が国の制度に合わせて規定している、と理解している。

こうした認識にたつての再要望。プログラムの搭載のみで該当の暗号機能機能を持つ貨物に関しては、暗号プログラムのみを該当とし、貨物は非該当とすべきとあらためて要望した。(情報通信専門委員会)

→ 「WAとの整合性に留意しつつ、引き続き検討を行う。」(経済産業省)と回答があった。

⑪輸出令別1の9の項(6)の解釈改正要望

通信機器用の設計・製造用の装置、測定・試験・修理用装置の解釈に、WA原文に従い、「他の用途に用いることができるものを除く。」を追加することを要望した。
(情報通信専門委員会)

→ 「次回政省令等の改正で、別1の9項の解釈に「他の用途に用いることができるものを除く。」と追加する。」(経済産業省)と回答があった。

(2) 政省令等の改正に対するコメント

政省令等の改正作業は年度当初から開始され、経済産業省の改正案に対して各委員から熱心にコメントが寄せられ、このコメントに応じて経済産業省が新たな改正案を提示した。こうしたやりとりが数次に及んだ。

また、本件に対するパブリックコメントは、代表でC I S T E C名義で提出したが、実際は各分科会等からのコメントを集約したものであり、平成20年3月に公布される予定のものであろう政省令等に反映される見込みである。

(3) あらたに提言要望したもの

①2項(10)、省令1条十号ロ(二) 棚段塔の内部構造

現状、石油化学プラントのトレイ等で使用されている物も規制対象となっているが、本来、適切な熱処理を施した物が規制されるべきであり、規制要件を絞り込み、規制の明確化を図る。

(A B C兵器・ミサイル関連機器専門委員会)

②5項(18)の「民生用に設計された航空機・船舶用の炭素繊維を使用した成型品」に関する規制緩和提案

民生に設計され、設計された航空機・船舶用のものは、軍用航空機・船舶向けには転用されないことの担保条件につき検討し、運用通達の解釈「貨物等省令第4条第二号の成型品」の改正を要望した。(2回提出した。)

(A B C兵器・ミサイル関連機器専門委員会)

③1項(11)の民間航空機用「装甲板」(航空機操縦室及び隔壁)の規制緩和提案

WAのML13の“military”に限定されている規定に従い、1項(11)の「装甲板」を「軍用装甲板」と改正する提案をした。

(A B C兵器・ミサイル関連機器専門委員会)

④民間航空機補修用炭素繊維(成型品・プリプレグ等、100cm×100cm以下のもの)規制除外を貨物等省令への反映の要望

WAで規定されている(成型品・プリプレグ等、100cm×100cm以下のもの)の除外条件を貨物等省令に反映するように要望した。本件は軍事転用

の可能性を払拭できないとの理由で何らかの担保が必要とのことで、今年度の政省令等改正では見送られた経緯がある。(素材専門委員会)

⑤実現されない暗号アルゴリズムを持つ装置の考え方及び判定について

規制パラメータを“内蔵”から“外部”仕様へ変換することを要望した。具体的には「暗号装置」の解釈として「暗号機能を動作させないための秘匿パラメータを入力しないように設計したものは除く。」と追記、「アルゴリズムの鍵の長さ」の解釈に「使用者により変更できない場合は、暗号機能として動作しているもの或いは動作させることができるものをいう。」という定義を追記する。(情報通信専門委員会)

⑥暗号特例の適用拡大

WAの議長報告に基づき、一定の担保を条件に市販前のもの(販売予定のもの)にも輸出令の暗号特例、貿易外省令の暗号プログラム特例の適用拡大を要望。昨年度に引き続き要望。(情報通信専門委員会)

⑦暗号ソフトウェアをインストールした貨物の判定について

暗号機能をインストールしたプログラムのみで実現している場合は、プログラム該当、ハード非該当とするのがWAの規制の趣旨に合致しているし、暗号規制の“連鎖”を生じさせず、合理的である。したがって、別1の9項の暗号装置も8項の暗号機能を有する電子計算機の規制と同じくすべき、という要望である。昨年度に引き要望。(情報通信専門委員会)

⑧スペクトラム拡散技術の設計に係る技術の明確化について

省令第21条第2項第十四号の規定を「スペクトラム拡散技術に係る専用技術」の規制であることを明確にする改正要望である。(情報通信専門委員会)

⑨「カメラ」又は「光検出器を用いた装置」の該非判定項番に関する要望

「カメラ」又は「光検出器を用いた装置」を「光検出器」としても該非判定をするという運用を、「光検出器」の該非判定を不要とし、「カメラ」又は「光検出器を用いた装置」としてのみの該非判定をするということにする、という要望である。(センサー・レーザー・航法専門委員会)

なお、これら提言要望に対して経済産業省で鋭意検討中であり、近々文書による回答がある予定である。

2. 2企業の輸出管理の適正化・効率化、問題の調査、検討並びに支援－該非判定の的確化・効率化のためのガイダンス等の作成

本年度は、政省令等改正が現在までになく、各専門委員会、分科会は、パブリックコメントの政省令等の改正原案を基に「輸出管理品目ガイダンス」

の改訂作業を進めており、次回改正の施行日までに発行するように準備をしている。「該非判定パラメータシート」に関しても、同様である。

したがって、今年度発行したガイダンスは、平成19年1月1日施行の改正に基づくものである。

(1) 「輸出管理品目ガイダンス」の改訂状況：

①<化学兵器製造装置関連資機材>

②<生物兵器製造装置関連資機材>

ともに平成19年4月に発行した。

(ABC兵器・ミサイル関連機器専門委員会)

③<先端材料>

平成19年4月に発行した。

(素材専門委員会)

④<エレクトロニクス>

8項の電子計算機に関する新たな解釈が呈示されたことに対応し、特に計測器において「特定機器専用の制御部は汎用の計算機としての範疇に入らない」との内容を盛り込み平成19年11月に発行した。

(エレクトロニクス専門委員会)

なお、米国国務省発行の2005年版MTCR英文公式ガイダンス(MTCR Annex Handbook)の調査分析結果を踏まえ、「よくわかるMTCRの基礎知識」の改訂版を国内企業への輸出管理を行う際の手引書として、平成20年3月に発行する。(ABC兵器・ミサイル関連機器専門委員会)

(2) パラメータシートの改訂状況

①<輸出貿易管理令別表第2関連>

平成18年4月版の改訂を行い、平成19年12月に発行した。

また、今年度も、平成19年11月27日に実施された第3回安全保障輸出管理実務能力認定試験(STC-Expert)のための問題(貨物・技術編)と回答の作成に、多くの委員が尽力したことを特筆しておきたい。

2. 3 国際レジームの貨物・技術の規制に関する調査、検討、提言

(1) 昨年度提言のフォローアップ

①防爆塗装ロボットの規制緩和(再要望)

WAの規定が不明確のため、輸出令別1の6項(7)省令第5条第九号ロで塗装用ロボットまで規制されていることから、WAに明確に塗装用を除外する規定を追加するよう求める。(材料加工専門委員会)

→ 2007年WAに日本提案として提出され、塗装用途のものを規制対象から除外することで合意された。

②座標測定機の規制の明確化提案（再提案）

NSGが座標測定機の測定基準としているVDE/VDE 2617がWAと同じISO基準に改訂された。（・前回提案 H13「2つの規格で規制されている三次元座標測定機の規格の一元化」）

NSGにおいてもWAと同様に改訂VDI/VDE 2617、つまり「ISO 10360」の採用を働きかける。（材料加工専門委員会）

→ 今年度NSGでの検討が再開されたが、結論に至っていない。

③マスクまたはレチクルの規制緩和提案

通常のマスキング・レチクルは規制集積回路用のみが規制されるのに対して、位相シフトマスクは用途によらず規制となっている。2006.12に新たに追加されたインプリントリソグラフィ用テンプレートでも、集積回路用のみの規制となっている。

非規制集積回路用マスクセットの中には位相シフトマスクも入っており、輸出管理手続きを複雑化しており、WAリストの改正を要望した。（エレクトロニクス専門委員会）

→ 2008年WAに、一部修正を加えて、日本提案として提出された。

④弾性波デバイスの緩和提案

2010年に次世代携帯端末のサービスインが予定され、これに採用されるべく、現行規制値を超える弾性波フィルタの開発が進行しており、規制緩和は喫緊の課題。WAへの提案を要望した。

（エレクトロニクス専門委員会）

→ 2007年のWAへ日本提案として提出され、バルク波デバイスについては、閾値が1GHzから2.5GHzへ緩和、表面弾性波フィルタの閾値は2.5GHzから6GHzに緩和された。

（2）新たな提案・要望

①NSGの棒材作業用旋盤に関する除外規定（1.B.2.a）の明確化に関する要望

従来からある1.B.2.aのNoteと追加されたテキストとの関係が不明確であり、棒材作業用旋盤に関しては旋削系で除外規定を設けているが、フライス系の判定は必要との運用が行われているが、1.B.2.aのNoteの趣旨と相容れなく、本Noteに「除外規定の適用される棒材作業用旋盤については1.B.2.bの判定は必要としない」旨を追加する提案。

（材料加工専門委員会）

②WAの工作機械関係の規制内容見直しに関する要望

1. 位置決め精度測定規格の変更

位置決め精度測定方法を定める国際規格を最新版に変更する提案

2. CNC ソフトの輪郭制御軸数の規制レベル変更

輪郭制御できる軸数の規制を5軸を超える軸数とする提案

3. 回転軸の位置決め精度の申告値の追加

回転軸についても申告値が使用できるように 2.B の Technical Note に回転軸を追加する提案

4. 旋盤の規制パラメータの変更

旋盤の輪郭制御軸数を2軸から3軸以上に緩和する提案

5. フライス盤の規制パラメータの変更

フライス盤については軍需又は軍民両用に多い加工ストロークを
1000mm以上に限定提案 (材料加工専門委員会)

→ このうち、3の「回転軸の位置決め精度の申告値の追加」が2008年のWAに日本提案として提出された。

③WAのML17.e.3の規制内容の明確化に関する要望

用語「EMP」の定義として核爆発によって誘起される極めて強い電磁パルスであることを明確にする。 (材料加工専門委員会)

→ 2008年のWAに日本提案として提出された。

④カスタム集積回路及びFPLDの規制緩和提案

中国・台湾メーカーの実績を踏まえて、基本ゲート伝搬遅延時間を3世代前に相当するプロセス技術に対応した0.01ns未満に、カスタム集積回路においては加えて端子数を1500超に規制緩和する提案。
(エレクトロニクス専門委員会)

→ 2008年のWAに日本提案として提出された。

⑤シリコンを用いたマイクロプロセッサ等の規定削除

MCU、MPUの規制は化合物半導体を用いたものに限定され、シリコンを主材料にしたものは、オペランドの違いにより判定手段を分ける根拠がなく、3.AのN.B.からの削除する提案。

(エレクトロニクス専門委員会)

→ 2008年のWAに日本提案として提出された。

⑥WAに向けた弾性波デバイスの規制緩和提案

バルク弾性波フィルタ Wi-Fi/無線 LAN 等近距離大容量無線通信システムの携帯電話への搭載比率が高まっている現状を踏まえ、表面弾性波フィルタと同様 6 GHz まで緩和する提案。

⑦WAに向けた弾性波デバイスの用語定義による規制明確化提案

3.A.1.c.3 に Technical Note を追加し、“Signal processing” を定義する提案。

⑧WAに向けた弾性波デバイスの規制緩和提案

Side-robe rejection の考え方の明確化を図り表面弾性波デバイスの規制値を 65 dB に緩和する提案。 (エレクトロニクス専門委員会)

→ ⑥⑦⑧を統合したかたちで 2008 年の WA に日本提案として提出された。

⑨WA 高エネルギーデバイスのセルに関する規制削除提案

民生用の電池技術の発展がめざましく、規制の意味が失われており、3.A.1.e.1 を削除する提案。

⑩WA 高エネルギーデバイスのセルに関する規制削除提案

電池に充電できることは安全保障上の脅威ではなく、したがって一次セルと二次セルの区分を廃止し、一次セルの規制値に一本化する提案。
(エレクトロニクス専門委員会)

⑪WA サイリスター規制に関する明確化提案

3.A.1.g.2.b の “(surge)” の意味が不明であり、“A peak current” でもサイリスターのピーク電流の仕様を十分表現していることから、“(surge)” という用語の削除提案。 (エレクトロニクス専門委員会)

⑫WA に向けた規制緩和提案 (マスク又はレチクル)

メモリデバイス製造用のものを除き、非規制集積回路の製造用途の位相シフトマスクを、規制される集積回路の製造用のものに限定する提案。
(エレクトロニクス専門委員会)

⑬WA 暗号に関する規制緩和提案

WA のカテゴリ 5 パート 2 の Note を追加し、foreign availability の観点からも「暗号であって、標準化されたもの、公知のもの、又は市販のものを民生用途に用いることは規制されない」旨を明確にするという提案。
(情報通信専門委員会)

⑭WA 暗号に関する規制緩和提案

通信装置や電子計算機等において正常に動作していることを遠隔で確認するなどの監視制御機能部分に暗号を用いても、装置を熟知した者だ

けが当該装置の運用のためだけに使用するものであって他の装置・他の用途への転用は難しく、任意データの秘匿通信ができるわけではなく、暗号としても規制理由はないため、規制しない旨をカテゴリ 4、カテゴリ 5 パート 2 の Note として追加する提案。(情報通信専門委員会)

⑮WA暗号に関する規制緩和提案(無線LAN)

全世界的に普及している無線LANに関して、100mを超えない有効範囲あるいは出力値20dBmを超えない範囲であれば規制しない旨をWAの用途除外に追加する提案。(情報通信専門委員会)

→ 2008年のWAに日本提案として提出された。

なお、この他には、炭素繊維の特性評価基準について、WAリストの改正を提案し、関係情報の提供を行った結果、2008年の日本提案として提出された。(素材専門委員会)

2. 4 技術動向の調査、分析、国際交流の推進

①Iraq watchの調査分析

昨年度に引き続き、Wisconsin ProjectのIraq Watch (Handbook for Notification of Exports to Iraq: Annex 3)のNSGパート1の原子力専用品(産業設備及び工作機械、爆縮システム開発設備、他の設備等)について、核兵器との関連性、機能性能の概要等を輸出管理の観点から調査分析した。

(ABC兵器・ミサイル関連機器専門委員会)

②核・原子力関連施設の実地研修

平成19年11月1日～2日に日本原燃(株)のウラン濃縮工場、低レベル放射性廃棄物埋設センター等と(財)環境科学技術研究所の先端分子生物科学研究センターの実地研修を行った。参加者22名。

(ABC兵器・ミサイル関連機器専門委員会)

③WA—EG9月会合に基づく「軍用に転用可能な船舶(Cat. 8関係)」について、調査・検討

軍事的機微度、軍用に転用可能な船舶を規制した場合の民生品への影響等について、経済産業省の2008年WA4月会合への対応のために調査検討結果を提出した。(ABC兵器・ミサイル関連機器専門委員会)

④船舶海洋関連施設の実地研修

平成20年1月25日に記念艦「三笠」、(独)海洋研究開発機構横須賀本部で、深海巡航探査機「うらしま」、海洋調査船「なつしま」等を研修、船舶海洋関連資機材の理解のうえで有益であった。参加者26名。

(ABC兵器・ミサイル関連機器専門委員会)

⑤航空宇宙、船舶海洋関連施設の実地研修

平成19年12月6日～7日に海上自衛隊大村航空隊で訓練装置・航空機・ヘリコプター等の見学研修及び佐世保基地で護衛艦まきなみ等の見学研修を行った。参加者32名。

(ABC兵器・ミサイル関連機器専門委員会)
(素材専門委員会)

⑥「軍用化学剤と貿易管理に関する調査」「生物兵器除染の調査分析」

調査報告書としてまとめた。(素材専門委員会)

⑦5軸工作機械のFA調査

中国北京で平成19年4月開催された第十回工作機械展示会にて、5軸工作機械のFA調査を実施し、CISTECジャーナル(2007年5月号)に発表した。(材料加工専門委員会)

⑧防爆塗装ロボットに関する調査

防爆塗装ロボットに関して欧州ロボットメーカーのABB社のヒヤリング調査を行った。(材料加工専門委員会)

⑨ナノインプリントリソグラフィ技術の勉強会

(独)産業技術総合研究所つくばセンター・先進製造プロセス研究部門を訪問し、WAで規制が議論されているナノインプリントリソグラフィの技術動向、製造装置動向について勉強会を実施した。

(エレクトロニクス専門委員会)

⑩成田空港施設見学研修

航空貨物の物流システムの理解を目的とした保税倉庫や成田空港施設を見学、税関申告システムの概要を把握した。

(エレクトロニクス専門委員会)

⑪量子暗号勉強会

WAで新たに規制され、次回改正の政省令等に盛り込まれる予定の量子暗号について、基礎から輸出管理のポイントまでの勉強会を実施した。(情報通信専門委員会)

⑫中国暗号規制勉強会

最新の中国の暗号規制について、その法制度、各社の実際の対応事例等の勉強会を実施した。(情報通信専門委員会)

3. 今後の課題

- (1) 提言要望事項のフォローアップ
- (2) リスト規制品目、解釈等の緩和、合理化検討、提言
- (3) 法令改正に対応したガイダンス、パラメータシート等の改訂、充実および分野別研修会の実施
- (4) 大量破壊兵器等の技術と応用面の調査、海外における技術動向調査



第2回貨物部会（平成20年3月12日）
松崎部会長挨拶



第2回貨物部会（平成20年3月12日）
経済産業省安全保障貿易審査課 成瀬課長挨拶



禁無断転載

平成 19 年度

安全保障輸出管理調査報告書

貨物・技術編

発 行 財団法人 安全保障貿易情報センター

東京都港区虎ノ門 1-1-2 1

新虎ノ門実業会館 4 階

電 話 03-3593-1146

発行年月 平成 20 年 3 月